

自ら対応可能な防疫体制の構築について（ポイント）

○ 飼養羽数にかかわらず、都道府県が自ら対応可能な防疫体制の構築

➤ 派遣を前提としない動員計画を作成

⇒自ら対応可能な動員計画の検討を徹底し、**災害派遣に頼らない**

（例：単発発生時、養鶏密集地以外での発生）

派遣要請を前提とした動員計画は直ちに見直しが必要（県の計画・マニュアル類も）

➤ 民間事業者の活用が可能な体制を早期に構築すること

- ・ 民間事業者リスト（農林水産省から各都道府県に提供（※））

- ・ 民間事業者向け防疫マニュアル（9月5日公表）

も活用

※「高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生時の防疫作業への民間事業者の活用について」
（令和7年8月4日付け7消安第2778号動物衛生課長通知）

➤ 自衛隊への災害派遣は、あくまでも**事態やむを得ない場合の緊急的・一時的な支援**。 防疫体制の構築・災害派遣の考え方について、**庁内・管轄部隊で共通認識**とすること。

緊急性

状況からみて差し迫った必要性があること

公共性

公共の秩序を維持する観点において妥当性があること

非代替性

自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと

自ら対応可能な防疫体制の構築について（課長通知の概要）

「**高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫体制の見直しについて**」（令和7年5月30日付け7消安第1555号動物衛生課長通知）の概要

飼養羽数にかかわらず、都道府県が自ら対応可能な防疫体制を構築すること。

- 発生農場の従業員、都道府県職員のほか、市町村職員、畜産関係団体、**民間事業者**、農林水産省や他の都道府県等からの派遣職員を**最大限動員**することを前提とした動員計画を作成すること
- 動員計画の作成等に当たっては、
 - ・ 過去に発生が確認された地域や養鶏密集地を優先して実施すること
 - ・ **複数農場における同時発生を想定**した動員計画の検討を行うこと
- **やむを得ず災害派遣要請**する場合、動物衛生課に**派遣が必要な理由等を提出**
 - ・ **災害派遣要請は、行政機能の維持が困難**となり、やむを得ず検討せざるを得ないと判断した場合のみとすべき。
 - ・ この際、「**緊急性**」、「**非代替性**」及び「**公共性**」に適合するか**厳格な判断**が必要。
 - ・ さらに、防疫措置時の**自衛隊の担当鶏舎は、真に緊急性の高いものに限定**する必要。

自衛隊への災害派遣要請の考え方（防疫指針の改正）

（これまで）

大規模農場での発生に際し、各都道府県で最大限動員してもなお不足し、自衛隊に災害派遣要請を行う場合に、**適切な要請のためには動物衛生課との事前調整が必ず必要**となるため、防疫指針に記載。



- 5月30日付動物衛生課長通知等において、以下を各都道府県に依頼。
 - ・ 都道府県**自ら対応可能な防疫体制の構築**
 - ・ **民間事業者の積極的な活用**
- 特に、民間事業者の活用により、十分な人員の確保が可能になり得ることから、防疫指針において、**人員が不足することを前提とした記載は不適。**
（要するに、災害派遣要請の要件である「非代替性」を判断する段階にはない。）

こうしたことから、防疫指針における**自衛隊の災害派遣関係の記載を削除。**